

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）においては、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する各申請等について様式を定めており、当該様式では、押印欄等を設けているところであるが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

同規則に規定する様式から押印欄等を一律削除する。

3. 施行日

令和2年12月25日から施行するものとする。